

群馬県地域環境学習推進事業実施要領

1 趣旨

この要領は、群馬県地域環境学習推進事業（以下「学習事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

2 学習事業の目的

学習事業は、群馬県環境基本条例（平成8年群馬県条例第36号）第18条に基づき、民間で活動する環境ボランティア等と県が協力し、地球環境問題等をはじめとする環境問題に対する県民の関心を高め、環境保全活動への参加促進を図るため、県民に身近な地域での環境学習の機会を提供することを目的とする。

3 学習事業の委託先

原則として、学習事業の委託先（以下「事業者」という。）は次のとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者が所属する団体でないこと。

- ・群馬県に登録された環境アドバイザーが所属する団体又は複数の環境アドバイザーにより構成される任意の団体

4 学習事業の内容

(1) テーマ

- ・ごみの減量化（プラごみ又は食品ロスの削減）に関すること
- ・温暖化防止（環境SDGsの推進）に関すること
- ・自然保護（生物多様性）に関すること
- ・大気、水質の保全に関すること
- ・その他環境問題に関すること

(2) 形式

「講演・講義」「実習・実験等（室内）」「実習・実験等（野外）」「その他」のうち単一又は複数とする。

(3) 規模等

学習事業の実施回数は1回以上とし、1回あたりの参加者数は10名を下回らないものとする。

(4) 参加者

広く一般県民を対象とし、事業者の構成員が参加者の半数以上を占めないこととする。

(5) 対象外とする事業

- ・主に事業者を対象とするもの
- ・お祭りなど他の主催者がいるイベントでのブース出展

5 委託料及び対象経費

(1) 委託料

原則として、委託料の上限は1事業あたり45,000円とする。

(2) 委託料の対象経費は、学習事業を実施するために必要な次の経費とする。

- ① 会場費・・・会場使用料、設備使用料 等
- ② 物件費・・・資料・印刷代、切手代、事務用品代、参加者保険料 等
- ③ 講師関係費・・・講師謝金、講師旅費 等
- ④ 諸雑費・・・連絡調整費、実施者所有物品の減価償却費 等

なお、④ 諸雑費の上限は委託料の20%とする。

6 学習事業の経費

(1) 参加費の徴収

原則として、事業者は参加者から参加費を徴収しないこと。ただし、実習に係る器具など学習事業以外にも使用可能なもの、又は参加者の一部の者のみが必要とする資材の購入費などは参加者負担とする。この場合、参加者負担金の算定根拠について、事前に書面にて届け出るとともに、実績についても報告すること。

(2) 他の補助事業等との重複の禁止

学習事業の実施に係る経費については、他の補助事業等と重複してはならない。

7 学習事業の企画の提出

委託を受けて学習事業を実施しようとする者は、県が指定する期日までに、次の書類を提出しな

なければならない。

- (1) 地域環境学習推進事業実施計画書（別記様式2）
- (2) その他必要な書類

8 学習事業の選考

- (1) 学習事業は、目的、テーマ、学習効果、開催地等を総合的に考慮し、幅広く県民の参加が得られるものとする。
- (2) 学習事業の選考にあたっては、別に設置された群馬県地域環境学習推進事業企画評価委員会の意見を参考に決定するものとする。
- (3) 前号の選考結果は、速やかに申込者に通知するものとする。

9 契約の締結

- (1) 契約の申込
事業者は、県が指定する期限までに、「地域環境学習推進事業委託契約申込書」（別記様式1）及び「委託料・見積書」（別記様式7）を提出しなければならない。
- (2) 契約の締結
県は、提出された前号の書類を確認し、「委託契約書」（別記様式3）により委託契約を締結するものとする。

10 学習事業の変更

- (1) 実施計画の変更
事業者の理由により、「地域環境学習推進事業 実施計画書」の記載内容（以下、「実施計画」という。）に変更が生じた場合は、学習事業の実施前に変更の内容の報告を求め、協議を行い、必要に応じて変更契約を締結するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りはでない。
- (2) 契約の変更
契約の締結後、学習事業の実施に係る経費又は契約内容に変更が生じる場合は、事業者から速やかに変更の報告を求め、必要に応じて変更契約を締結するものとする。

11 契約の解除

- (1) 県による契約の解除
学習事業が本要領に合致しないと認められる場合及び事業者がやむを得ない理由なくして実施計画に基づく学習事業を実施しないときは、県は契約を解除できるものとする。
- (2) 事業者の申し出による契約の解除
事業者は、やむを得ない理由により学習事業を中止しようとする場合は、県と書面により、契約の解除を協議するものとし、県は、協議の結果やむを得ないものと認めたときは契約の解除に応じるものとする。

12 学習事業の広報等

- (1) 年間学習予定表
契約の締結後、県は、学習事業の実施計画をとりまとめ、年間学習予定表を作成し、広く県民に広報するものとする。
- (2) 参加者の募集及び申込の受付並びに保険の加入は、事業者が行うものとする。

13 実績の報告

事業者は、学習事業の終了後、県が指定する期限までに、「実績報告書」（別記様式4）、「実績調書」（別記様式5）、成果報告書（別記様式6）及び証拠書類（講座開催写真、開催案内、当日のレジュメ等）を提出しなければならない。

14 委託料の請求

事業者は、「委託料請求書」（別記様式8）により、委託料を請求するものとする。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。